

# 令和8年度 年間監査計画

(監査、検査及び審査)

令和8年3月3日決定

## 1 年間監査計画の趣旨

この年間監査計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関し、高知市監査基準第7条第1項の規定に基づき、令和8年度の年間監査計画について必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施方針

### (1) 基本方針

事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているか、その他次に掲げる事項に留意し、高知市監査基準に準拠して実施する。

ア 常に公正不偏の態度を保持し、市の行財政の合理的かつ効率的な運営に寄与するよう努める。

イ 法律、条例及び規則などの定めるところにより行われているかについて確認する。

ウ 監査において指摘等した事項については、その措置状況及び処理状況の報告を求め、是正改善の実を挙げるよう努めるものとする。

### (2) 監査等の重点的方針

監査等を実施するに当たっては、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理並びに市の事務の執行が、法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかについて、特に、意を用いるものとする。

ア 住民の福祉の増進に努めているかどうか。

イ 経済性、合理性及び効率性を追求し、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているかどうか。

ウ 常に組織及び運営の合理化並びに規模の適正化に努め、組織相互の調整が図られているかどうか。

## 3 実施予定の監査等の種類

### (1) 監 査

ア 定期監査（法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

イ 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）

ウ その他の監査

### (2) 検 査

例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

### (3) 審 査

ア 決算審査（法第233条第2項及び公企法第30条第2項等の規定による審査）

イ 健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

## 4 年間日程計画

### (1) 監 査

- ア 監査の期間 監査開始日から令和9年3月下旬（監査結果の決定）まで  
 イ 定期監査 原則として3年で一巡するよう計画して実施する。

区 分	調 査 期 間	ヒアリング	監 査 対 象 部 局 等
第 1 期	9月上旬～11月下旬	11月下旬	総務部、こども未来部、環境部、文化観光スポーツ部、商工振興部、会計管理者、議会事務局 ※各期の監査対象部局等は令和8年5月決定
第 2 期	11月下旬～1月下旬	1月下旬	

### ウ 財政援助団体等に対する監査

区 分	調 査 期 間	ヒアリング	監査対象団体
補助金等交付団体	11月下旬～1月下旬	—	令和8年5月決定
指 定 管 理 者	9月上旬～11月下旬 又は	11月下旬 又は	
出 資 団 体	11月下旬～1月下旬 ※令和8年5月決定	1月下旬 ※令和8年5月決定	

- エ その他の監査 監査の請求及び要求の都度実施する。

### (2) 検 査

- 例月現金出納検査 原則として、毎月20日から末日まで実施する。

### (3) 審 査

- 審査は、次のとおり実施する。

区 分	調 査 期 間	ヒアリング
決算審査	公 営 企 業 会 計 決算書等受理日	6月上旬～8月下旬 7月中旬の1日間
	一般会計・特別会計 決算書等受理日	7月中旬～8月下旬 8月上旬の2～3日間
健全化判断比率等審査	算定基礎書類等受理日	7月下旬～9月上旬 —

(4) 年間日程計画表

	監 査	審 査	検 査
3月			実施計画 策定
4月		実施計画策定	20日から 末日まで
5月	<b>定期監査</b> 実施計画策定 <b>財援監査</b> 実施計画策定	<b>公営企業会計決算審査</b>	〃
6月		審査開始 ↓ <b>一般・特別会計決算</b>	〃 議会提出
7月		審査開始 ↓ 「ヒアリング」 ↓ <b>健全化判断比率等審査</b>	〃
8月		「ヒアリング」 ～決算審査意見書提出～ ↓ 審査開始	〃
9月	定期監査開始 (第1期：定期監査) ↓ 財援監査開始 (指定管理者 又は出資団体) ↓	～健全化判断比率等審査意見書提出～ ↓	〃 議会提出
10月			〃
11月	「ヒアリング」(下旬) (第2期：定期監査) ↓ (指定管理者 又は出資団体) ↓ 《補助団体》 ↓		〃
12月			〃 議会提出
1月			〃
2月			〃
3月	定期監査等に関する講評及び弁明、見解等の聴取		〃 議会提出
4月	～定期監査等結果報告書提出・公表～		〃

## 5 監査等の実施体制

監査等は、監査委員全員で行う。

## 6 個別実施計画及び着眼点

### (1) 個別実施計画

監査等の個別の実施計画は、それぞれの監査等の実施前に策定する。

### (2) 着 眼 点

監査等の着眼点は、各監査等の実施計画において決定する。

## 7 監査等の実施方法

監査等の実施方法は、次のとおりとする。

### (1) 監査委員による監査

監査委員による監査の方法は、資料に基づく監査のほか、必要に応じ、ヒアリング（説明聴取）及び現地監査により実施するものとする。

#### ア 資料に基づく監査

事務局職員が収集した資料に基づき、監査を行う。

#### イ ヒアリング（説明聴取）

監査等を実施するために、必要な者に対してヒアリングを実施する。

#### ウ 現 地 監 査

監査等を実施するために、必要な施設等に対して現地監査を実施する。

### (2) 事務局職員の事前調査

事務局職員による事前調査は、書類調査及び現地調査等を行う。

#### ア 書類等調査

提出された資料及び閲覧データに基づき、調査を行う。

#### イ 現 地 調 査

現地において調査を行う。

## 8 講評及び弁明、見解等の聴取

監査委員による講評及び弁明、見解等の聴取については、各監査等の実施計画において決定する。

## 9 監査等の結果

監査等の結果に関する事項は、次のとおりとする。

### (1) 監 査

#### ア 提出及び公表

監査が終了したときは、速やかに監査等の結果に関する報告を決定するとともに、市長等への提出及び公表を行う。

また、監査の結果に関する報告を提出するときに際しては、必要に応じ、報告に添えて意見を提出及び公表する。

#### イ 措置の公表

監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたことについて、市長等から通知があったときは、速やかに公表する。

ウ 処理状況の報告

監査の結果、指摘等した事項の処理状況について、期限を定めて、市長等に対し文書での報告を求める。

エ 勧告

監査の結果、市長等において特に措置を講じる必要があるものについては、理由を付して勧告する。

(2) 検 査

例月現金出納検査の結果に関する報告については、議会及び市長に提出する。

(3) 審 査

審査の結果に関する意見については、市長に提出する。